

自殺対策における国の動向等 について

1 自殺対策における国の動向

国の動き

平成 29 年 7 月 25 日

新たな自殺総合対策大綱 閣議決定

平成 29 年 12 月

- ① 都道府県・市町村 計画策定の手引き
- ② 地域の自殺実態のプロファイル（区ごと）
- ③ 自殺対策 政策パッケージ集 それぞれの作成・提供

平成 30 年度

- ☐ 全市町村での自殺対策推進計画策定をめざす
- ☐ 市町村における計画策定状況のチェックを開始
- ☐ 市町村向け研修を積極的に実施し、計画策定モデル事業によって得られた知見に基づき、計画策定を支援

2 1を受けた堺市の動向

平成 29 年

☐ 「計画策定の手引き」を踏まえた堺市の現状の評価

手引きの項目		本市における現在の状況
1 意思決定の体制をつくる		
1) 行政トップが責任者となる		・堺市自殺対策推進計画（第2次）は、市としての意思決定に基づくものである。
2) 庁内横断的な体制を整える		・関係各課の担当者による「堺市自殺対策庁内連絡会」を年2回開催。
3) 広く住民の参加を得る		・過去3回の計画策定にあたっては、いずれも、市民向け意識調査及びパブリックコメントを実施した。
4) 地域ネットワークの参加を得る		・「堺市自殺対策ネットワーク」というような明文化したネットワーク体はない。 ・①堺市自殺対策連絡懇話会の開催（年2回）、②相談機関一覧の作成（毎年度）、③相談機関向け研修の実施（年2回）、④未遂者支援事業における警察・救急医療機関との連携、等により、連携強化を図っている。
2 関係者間で認識を共有する		
1) 地域の自殺実態を共有する		・計画策定にあたって現状分析を実施し、結果を計画に明記した。 ・現状分析の結果は、ゲートキーパー養成研修等を通じて、市民・関係機関に周知を進めている。 ・「地域自殺実態プロファイル」の結果について、庁内連絡会を通じて関係各課と共有。
2) 自殺対策の理念等を共有する		・新たな「自殺総合対策大綱」等で示された理念について、当懇話会をはじめ、庁内連絡会やゲートキーパー養成研修を通じて、市民・関係機関に周知を進めている。
3) 自殺対策の目標を共有する		・計画において、取組のプロセスを評価する指標（①「ゲートキーパー養成研修（基礎編）受講者を1,000人（計画期間中の新規）にする。」、②「こころの健康等に関する相談機関を全く知らない人の割合を減少させる。」）を明記。 ・新たな「自殺総合対策大綱」に記載されている目標（平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少）について、ゲートキーパー養成研修等を通じて、市民・関係機関に周知を進めている。
3 地域の社会資源を把握する		
1) 庁内の関連事業を把握する		・計画策定にあたり、庁内全局に照会を実施し、関連事業を計画に明記。 ・「市町村における棚卸事例集」を基に、次年度以降も継続的に照会を行う。
2) 地域の様々な活動を把握する		・相談機関一覧、を毎年度作成しており、今後も継続して作成する。 ・庁内連絡会や相談機関研修等の場面を通じ、継続的に情報提供を求める。
4 自殺対策計画を決定する		
1) 計画の全体構成を考える		・当懇話会におけるワーキング等も踏まえて作成。
2) 各事業の担当者及び実施時期を明確にする		・計画中に、関連業務及び担当課を明記。
3) 検証可能な指標や目標を定める		・上記2－3）のとおり、計画中に、プロセス評価のための指標の記載あり。

⇒ 完全に十分とは言えないものの、現時点で、計画・体制そのものの見直しは行わない。